

労働個別相談会

大丈夫ですか？改正法が適用です。

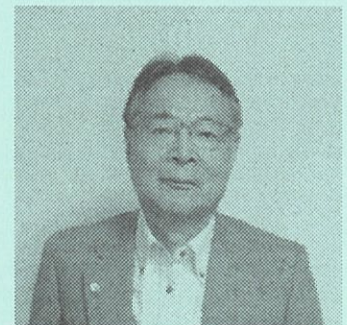
法令の改正に対応していない就業規則で労使間のトラブルが増えています

運輸業・建設業の時間外労働規制が適用となっています。10月からは健康保険法の改正も適用となります。就業規則の見直しはお済みでしょうか。放っておくとトラブルが起きた際にうまく対応できない恐れがあります。就業規則の見直しを始め、同一労働同一賃金、最低賃金引上げなど労務管理の専門家が個別に相談に応じます。是非、相談会をご利用ください。

相談無料
要予約

【開催日時】 令和6年5月24日(金) 令和6年7月23日(火)
令和6年9月24日(火) 令和6年11月26日(火)
令和7年1月21日(火)
各日共 13時～16時

ぎふ働き方革推進支援センター
専門相談員が相談に応じます



相談員

ぎふ働き方革推進支援センター
専門相談員・特定社会保険労務士

近藤義博氏

【会場】 羽島商工会議所

【相談料】 無料

【定員】 3社(事前予約制、各社1時間程度)

【申込】 前週金曜日までに下記へお電話にて予約時間
と簡単な相談内容をお知らせください。

【お問合せ】

羽島商工会議所中小企業相談所 羽島市竹鼻町2635番地

TEL:058-392-9664 FAX:058-392-6708